

第 24 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 7 月 13 日 (月) 15:00 ~ 16:20

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、阿藤委員、大守委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、河合内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 専門委員の指名について
- (2) 諮問第 20 号「農業経営統計調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

竹内委員長 それでは、時間になりましたので、開催いたします。

本日は、大沢委員、門間委員が所用のため御欠席です。あの方はお揃いですね。

内閣府の人事異動がありましたので御紹介します。松山総括審議官にかわりまして、今度、堀田総括審議官が来られました。今、御本人は所用でいらっしゃらないのですが、後ほど御紹介します。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料1 部会に属すべき専門委員の指名について

資料2 諮問第20号「農業経営統計調査の変更について」

資料3 人口・社会統計部会の審議状況について（報告）

資料4 サービス統計・企業統計部会の審議状況について（報告）

資料5 統計基準部会の審議状況について（報告）

ほかに、お手元にありますように、参考資料が3つございます。

よろしく願いいたします。

竹内委員長 それでは議事に入ります。まず、「産業統計部会に属すべき専門委員の指名」でございますが、本日諮問されます農業経営統計調査の審議に参加していただく方につきましては、既にいずれも専門委員に任命されておりますので任命の必要はございません。そのため、資料1にありますように産業統計部会に4人の方を指名し、6名の方には今回の審議から外れていただくこととなります。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入りまして、諮問第20号「農業経営統計調査の変更」について、総務省から御説明をお願いします。

総務省浜東調査官 それでは、資料2 諮問第20号「農業経営統計調査の変更について（諮問）」について説明させていただきます。

資料の構成は、諮問文の下に、「諮問の概要」、それから、その下にポンチ絵が2枚、「農業経営統計調査の概要」と「農業経営統計調査の変更概要」というもの2枚付いております。その下に、調査実施者から出されております「基幹統計調査の変更について」ということで、申請書の綴りが付いてございます。

それでは、まず「諮問の概要」について、調査の概要を「農業経営統計調査の概要」というポンチ絵の方で説明させていただきたいと思っております。

この調査は、農業経営統計を作成するための統計調査でございます。農産物の販売を目的とする農業経営体について、例えば水田作とか畑作とかといった営農類型ごとに、その農家の経営状況を把握するものが一つ。それから、その農家が生産しております生産物、例えば米100キロなら100キロ、豚1頭なら1頭ごとの生産コストについて把握するという統計調査でございます。それに基づきまして、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

その下の箱でございますけれども、調査の概要でございます。

調査の時期は、調査期間を毎年1月1日～12月31日の1年間とする年次調査となっております。

調査の対象は、農業経営体のうち、農産物の販売を目的とするものということになってござい

ます。

調査事項につきましては、まず、現金出納帳で農産物の販売数量・金額、自家消費量、農業経営に係る収支等を把握することと、作業日誌で農作業の内容、従事者別の労働時間等を把握するというものになっております。また、経営台帳で、土地や農業機械、借入金等について、年度始めの保有状況と年末の移動状況を把握するというものになってございます。

調査方法は、農林水産省の出先機関の職員による職員調査で、他計申告方式を基本としております。報告者の同意が得られた場合には、職員配布・郵送回収の自計申告方式をとられることとなっております。

調査系統といたしましては、農林水産本省から地方農政局または農政事務所に流れまして、統計・情報センター、調査対象世帯という形で流れております。

下の箱でございませうけれども、結果の利用については、対象としている報告者とか、営農類型ごとに利用状況は異なってきますけれども、例えば「水田・畑作経営安定対策」等の農業政策の企画・立案や推進強化といったものの基礎資料として使われます。また、農畜産物の行政価格を算定するための基礎資料という形で利用されます。そのほかには、国民経済計算や産業連関表における推計データとしても利用されているということでございます。

それでは、ページを戻っていただきまして、「諮問の概要」に入らせていただきたいと思います。

1の「調査の目的等」につきましては、先ほどと重複いたしますので、2の「本調査の変更の背景」というところから説明させていただきたいと思います。

(1)の「本調査の変更に至るまでの経緯」でございますけれども、まず、このところで、農林水産統計全体についての状況を説明させていただきたいと思います。

平成16年ごろから検討がスタートいたしました総人件費改革。これは農林水産省の職員について言いますと、17年から22年までの5年間に、大幅に人員を削減するというものでございませうけれども、農林水産省では、これに対応するために、16年当時から検討を行っておりまして、最終年の平成22年の体制を見据えた上で、統計調査の本数の削減や、国の職員による実地調査の原則廃止等を盛り込んだ農林水産統計全般の見直しを平成16年9月の段階で策定しております。

しかしながら、次のパラグラフですけれども、この見直しの計画の一環として実施しております作物統計調査におきまして、調査員調査化や郵送調査を実施しておりますけれども、これに調査ミスが生じたり、郵送で送られてきました調査票に未記入のものとか不備なものが多いという状況が見られまして、うまく機能していないという状況があります。そのために、これについて職員による補完等が求められるということで、16年9月に策定した見直し計画での対応は困難となってきているということでございます。

このために、農林水産省では、農林水産施策遂行上、真に必要なものに重点化するというので、それ以外のものについては廃止等を行うという観点から、統計調査は政策手法に直結するものに限定する等の5つの基準を設けまして、農林水産統計全般について再度見直しを行い、

今回かけられております農業経営統計調査についても、この再構築の基準に基づいて検証を行っております。

ここまでが全体の話でございますけれども、(2)で、本調査における問題点について言及したいと思います。

この農業経営統計調査におきましても、農林水産統計の再構築ということでの検討を行っておりますけれども、それとは別に、16年9月に策定した見直し計画に基づいて、平成20年調査から協力が得られる個別経営体に対しては郵送回収を導入しております。これを順次21年、22年と拡大していくことを予定しておりますが、20年の状況を見ますと、作物統計の場合と同様に、郵送で回収された調査票には不完全なものが非常に多くて、当初想定しました効率化が図られていないという状況でございます。このままでは調査結果の精度にも影響が出るおそれがあるとしております。

3の「変更の趣旨」でございます。

今回の変更は、平成20年4月に取りまとめられた「農林水産統計の再構築」の一環として行われるものであるとともに、本調査の郵送回収状況を踏まえると、現行調査のままの対象範囲、報告者の数に対して調査を継続することは物理的に困難な状況になりつつあるということで、その調査結果の利活用の状況等も勘案いたしまして、行政施策の遂行上利用の少ない調査対象につきましては統廃合を行うというものとなっております。

その下に4として「変更内容」になっておりますけれども、これについては、4枚目のポンチ絵で説明させていただきたいと思っております。

一番左に営農類型別経営統計という長い四角がございます、その右側の上段に、個別経営統計がございます。まず、こちらから説明させていただきますと、この個別経営統計につきましては、現行では、畑作からその他まで11の箱がございます。畑作からプロイラーまでが10の営農類型という形になっておりまして、その他が1つ付いております。その横に、例えば水田作の横に1620と入っておりますのは標本数でございます。現行のこの箱を改正案で見させていただきますと、水田作から養豚まで7類型につきましては、現行どおりの標本数と営農類型で調査は継続するというものになってございますけれども、その下、ゴシック太字になっております花き作、採卵養鶏、プロイラーにつきましては、集約しまして、その他の中で一括して調査するという計画になってございます。

畑作から養豚につきましては、これは行政利用があるということで、行政利用、例えば経営安定対策とか、行政価格とかというものの算定に直接利用するという形で、そのまま並行移動しておりますけれども、花き作、採卵養鶏、プロイラーにつきましては、例えば先ほど申しましたような産業連関表に使うとか、国民経済計算に使うとかということでございますので、これについては集約いたしまして、2次利用等でそれらが把握できるという形のものに変更できるという計画になってございます。

もう一つ、この個別経営体の下に、組織経営統計という長四角がございます。その右が2つに分かれておりまして、組織法人経営統計と任意組織経営統計とございます。その上の組織法人経

営統計について、変更を予定してございます。こちらで見ますと、組織法人経営統計の横に、上の個別経営統計と同じように、水田作からプロイラーまで 10 の類型がございませけれども、これについて、現行計画では 10 の類型を調査しておりますものを、改正案では水田作と畑作の 2 つのみを継続して調査するという形になってございます。その下の野菜作からプロイラーにつきましては、例えば行政価格の算定等に直接利用するという施策がないということで、中止するという計画になってございます。

以上が、この調査の概要でございます。

竹内委員長 諮問の内容はどういうことですか。要するに、何についての意見を聞くということですか。

総務省浜東調査官 諮問の内容ですか。

竹内委員長 要するに、変更すべきところというのは、個別経営体とか、組織経営体のどれを入れて、どれを除外するとか、そういうことが諮問の内容ですか。

総務省浜東調査官 今回の変更は、従来行っておりました調査対象としての営農類型のうち、個別経営統計については、花き作からプロイラーをその他に集約するのが 1 点でございます。もう 1 点は、従来、組織法人経営統計で行っておりました 10 の営農類型のうち、野菜作からプロイラーまでの 8 つの類型につきまして、調査を中止するというものになってございます。

竹内委員長 そこが変更のポイントですね。

総務省浜東調査官 はい。

竹内委員長 わかりました。

この調査は大変内容が多くて複雑ですけれども、何か御意見、御質問はございますか。

野村委員 基本計画に 93 SNA 関係では、育成資産の仕掛品在庫の取扱いを変えるということがありました。これが 93 SNA の未対応の部分として今度の基準改定で対応していこうということになっていると認識しているのですが、その中で、繰り返し生産する果樹は固定資産であります。肉用牛などは一回限り産出する育成資産とするように、生産の見方が変わることになります。日本のナショナル・アカウントでも数十兆の単位で在庫資産の規模が変わってくるのだと思いますが、今回中止する酪農、肉用牛、果樹とかの関係の出荷額については、別途取れる統計があるということなのではないでしょうか。少し教えていただきたいのですけれども。

農林水産省統計部 出荷額については農林水産省に流通統計（農畜産物卸売市場調査など）がございませし、産出額、売上高ということ言えば、農林業センサスで 5 年ごとに把握しているというようなことで、情報は取ってございます。

野村委員 年次の統計で出荷額や頭数もわかるということですか。年次の統計ではわからなくなるということですか。

農林水産省統計部 今言われた点については、農業経営統計調査とは別の調査（作物統計調査、畜産統計調査など）で把握しているということでございます。

竹内委員長 1 つ伺いたいのですが、標本数がありますね。これは、現実にはこれだけの標本が得られるまで標本を取ることですか。最初に割り当てられた標本から当然 100% 取れる

ことはあり得ないわけで、これは目標としてそこまでちゃんと取るという、そういう目標数ですか。どうなのでしょう。

農林水産省統計部 産業連関表とか、国民経済計算に使われている部分については、ここで「その他」として集約するところで、不都合のないサンプル数を確保して集計しようと、調査しようということにしております。

竹内委員長 いいえ、そういうことではなくて、例えば水田作については 1620 という標本を取ると書いてありますね。このことは、つまり、それだけの標本が結果として得られる目標だということですか。それとも、初めにそれだけの標本を抽出するのとどっちですか。それが同じだなどということは現実にあり得ないわけですからね。

農林水産省統計部 当然、初めから取るということです。

総務省浜東調査官 1620 につきましては、標本設計上、これだけの数は必要であるということで積算された数字であります。

竹内委員長 それが取れるまではとにかくサンプルを取るということですね。回答が得られるまで。

農林水産省統計部 はい。

竹内委員長 回答率が 100%なら最初と事後とは一致するはずだけど、そういうことはそもそも一般的にはあり得ないでしょう。だから、これは事後なのですか。

というのは、なぜ伺っているかという、サンプル数が 1620 位あるところはいいですけど、中を見てみると、50 とか 60 とかのところもありますね。50 とか 60 とかというのが単なる設計上のサンプル数だったら、事後（集計時）にはかなり小さくなってしまふこともあり得るので、事後の目標としてそのようになっているのであれば、それはそれでよろしいのですけれども、そのように理解していいですか。つまり、これは昔からの農家経済調査の時代からの話ですけども、「これは標本調査であります」と言っても、ランダムサンプリングでそのままサンプルを得られるはずは到底いかに決まっているわけで、そこをどのように考えているのかということです。

農林水産省統計部 要するに、各営農類型別にそれぞれ政策の重要度に応じて目標精度を定めまして、それに応じた客体数を確保しているということでございます。ただ、実際、調査の過程で協力が得られなかったりとか、あるいは実際に数値が標本誤差などで極端にブレるというようなケースについては除外する扱いにしております。

竹内委員長 それは取り替えるのですか。

農林水産省統計部 ええ。ですから、実際、結果精度は目標精度とは当然異なってくるということでございます。

竹内委員長 勿論、そういうことによって、若干の偏りが生じるのではないかというようなことは、また、それは次の問題で、一応そのことを確認しておけばよいです。

私ちょっと伺いたいというか、これはどのように考えたらいいかということですけども、「農林水産統計の再構築」という、いわば「農林水産統計の基本方針」を農林水産省の方で平成

20年4月に出されたわけですね。これを我々統計委員会は伺っていないわけで、これが出たときには統計委員会もあつたはずですけども、これを検討されている途中では統計委員会はまだ成立してなかったかもしれないのですが、旧統計審議会にも出てないと思います。農林水産省がこの方針に基づいているとやられてきた、それはそれで結構なのですが、その全体の方針も統計委員会としては、了解しておかないと審議をしにくいのではないかと思います、その点は、このことを扱う部会長の方はどうですか。部会長はこれを御存じですか。

舟岡委員 職員数等が減ったことによって調査を簡素化せざるを得ない。これは部会で審議する話ではないと思います。

竹内委員長 職員数削減にどう対応するかについて、「農林水産統計の再構築」という方針ができていますよね。この文書については御存じですかということと、それを了解済みでしょうかということですか。

舟岡委員 了解というか、それを前提としております。

竹内委員長 しているわけですね。

舟岡委員 ええ。

竹内委員長 舟岡さんは御存じでも、部会の方は御存じなければ、一応部会の全体にも配っていただいて、それが前提になっているのだということにして議論をしていただかないといけない。別にこれ自体をとやかく言おうというつもりではありませんが、それがあつたということをはっきり了解しておかないと、食い違つてはいけません。

舟岡委員 はい。

吉川委員長代理 1つ質問です。今回の変更は、勿論、農林水産省といろいろ検討して出てきているのだと思いますが、いただいている資料の最後のページの変更概要を拝見すると、組織経営統計の方で相当中止するということですね。確かに、この分類を見ると、實際上、そんなに大きなアイテムではないかなと思われるものもあるのですが、私の質問は、農業で今後いろいろな意味で大規模化して、法人の参入とか、株式会社の参入というようなことが言われているわけですね。農林水産省も方針としてそういうことを掲げられていると思いますが、その際に一番重要なものは米作ということかもしれませんが、その他のものでも、ここで言う畑作に入るようなものがあるのかもしれませんが、農林水産省として掲げられている農業の大規模化、法人の参入とか、そういうようなことと、この組織法人経営統計の簡素化は、その点では特に問題ないということでしょうか。現状はともかく、将来、その法人が農業を担うという姿が少し増えた場合、その実態を把握するというような観点から、ここで言われている簡素化は特に問題ないのかというようなことを、その点をお聞きしたいと思ったのです。

農林水産省統計部 農業におけるこういった組織法人の育成については、大もとは「食料・農業・農村基本計画」に、家族経営の法人化は重要な課題として取り上げられていることは事実でございます。その基本計画を受けまして、平成17年に作成されました「食料・農業・農村基本計画」の中で、土地利用型農業については、その組織法人の育成を推進するという点についてうたわれまして、この土地利用型農業は、特に水田、畑作を指しておるわけでございます。要する

に、非常に分散作園が進み、耕作放棄地が生じ、非常に利用が非効率になっている。そういった土地を利用する農業について、土地をより集約して、その集落営農を育成することにより効率的な農業を実施していく。そういったことが政策の方針としてうたわれておりまして、それに基づいて、特に農業経営統計調査の中の水田・畑作の部分については、任意組織法人の統計、それから、組織法人の統計ということで、農業経営施策に非常に使われている統計になっているということでございます。

ただ、それ以外の野菜作、花き作、果樹、畜産、そういった部門の組織法人経営につきましては、これはもともと新規参入という意味では、組織法人の増加は進展しておりますけれども、施策の面で言いますと、特にそのための特段の施策を講じるといったようなことはございませんで、当然、助成対象という意味では、法人化した後、いろいろな資金の支援措置等を、団体からの資金の支援等について優遇措置はあったりするわけですが、特段、農政全体の中で組織法人を推進するための施策ということが、水田・畑作以外でとられているわけではないということで御理解をいただきたいと思っております。

吉川委員長代理 余り事を面倒にしたいというのでは全然ないですけども、たった今の御説明は、私は新しい統計法のスピリットに矛盾すると思うのですよ。新しい統計法のスピリットはあくまでも情報価値ということで、今あった御説明は、例えば株式会社が参入して、「ワタミ」が参入して野菜をつくるというときに、「ワタミ」を恐らく国のお金その他で助成するというような施策は当面考えられない。つまり、行政上の措置を講じることが考えられないから、その部分の統計をつくる必要性を認めないという、そういう御説明と私は伺ったのですが、それはそうではなくて、新しい統計法のスピリットは、日本の農業の実態が一体どのようになっているのか、それをあくまで有用な情報としてつかむのが目的だと思います。

そういうことからすると、仮に株式会社が参入して農業を担うというときに、勿論その株式会社を少なくともニアフューチャーで応援する、あるいはそこに施策が必要ないだろうということが正しいとしても、日本の農業がその法人によって担われているという実態をきちっと把握して、それを日本の農業のあり方に関する情報として世の中に伝えるのはやはり必要だと思います。ただ、今回の変更案は、私が申し上げていることから言って、実情それがどれくらい大きいことなのか、そこは私わからないのですが、今の説明を伺うと、新しい統計法のもとでの統計のあり方について多少問題なのではないか。まず、そのことから、今回の具体的な変更計画がどれくらい問題なのかどうかというのはまた別で、私もそこまではよくわからないのですが、ただ、考え方は整理しておいていただく必要があるのではないかと思います。

農林水産省統計部 今のことにお答えしますと、農林水産省の組織の大幅な縮小がその背景にあって、どうしても統計としては、そのリソースを必要不可欠なものに限定せざるを得ないという状況がございます。

特に組織経営統計については法人というくりではなくて、法人のうち、個別経営の法人を別途、個別経営体の調査対象に含めて調査しておりますので、1家族による個別法人を除いた組織経営だけの調査を、どれほど利用価値があるのかということがございます。

それから、サンプル数が非常に少なく、精度も非常に悪いということがございます。

また、代替する統計がいろいろ存在するという事で、政策金融公庫で行っております農業法人動向調査といったようなものもございますし、また、財務省の法人企業統計では全体で25,000以上のサンプル数で、その企業の経営収支について把握しておりますので、農業関係の法人についても、これは一定のサンプルを確保して、その経営収支について把握している。結果公表においては、これは農業・林業・水産業という区分でしか出されておられません、もしそういった情報が細かく利用できるとすれば、農林水産系は別に集計することによって、法人経営といったことについてはかなり詳しい情報は得られるのではないかとということもございます。そういった代替統計といったことを考えますと、農林水産省としてこれだけリソースを費やして調査する必要があるのかどうかという点があるのかなということもございます。

舟岡委員 実は、私も今回の計画の変更について説明を受けたとき、同様に統計法の趣旨に反しているのではないかと農林水産省に指摘しました。、行政上必要がなくなったということですが、農業の経営実態が把握できる情報が取れないのは問題がありまして、広く国民が利用する農業経営統計という観点から、何らかの情報を、精度が多少低くなったとしても取れるような仕組みにしなければいけないと、農林水産省に強く言いましたし、部会でも、その点に焦点を当てて、何とか工夫を凝らして情報が取れる方向を目指して議論したいと思います。

竹内委員長 私も全く同感で、つまり、中止と書いてある部分を本当にそのまま中止してしまって大丈夫なのかについて、あるいは、統計全体の趣旨からして、それでいいのかどうかということについて、もう一度部会の方で十分御議論をいただきたいと思います。

さっき、基本方針が云々ということを上上げたのは、農林水産省の方で政策に必要なものはもう取らないというような農林水産省の基本方針が決まっているとすると、それはそれでいいのかという疑問も生じますので、その辺は今ここで結論を出すべきことではありませんから、十分部会の方でお考えいただいて、答申(案)なりを出して、また、場合によれば、途中経過報告もいただけたらと思います。私の感じでは、この改正案と現行で、とにかく「その他」に当たる部分ですね。ただそれを中止したり、数を小さくするというだけで、他の部分はそのままにしておくということで、本当に合理的なのかなという疑問も生じないでもありませんので、その辺は御審議いただきたいと思います。

ということで、きょうは、この件について、これでよろしいですか。

それでは、ただいま堀田総括審議官がお見えになりましたので、御挨拶をお願いいたします。

堀田内閣府総括審議官 7月7日付けで官房の総括審議官を拝命いたしました堀田と申します。よろしく申し上げます。

竹内委員長 よろしく申し上げます。

それでは、この問題については産業統計部会で御審議をいただくことにして、次に人口・社会統計部会の審議状況につきまして、阿藤部会長から御報告をいただきます。

阿藤委員 それでは資料3でございます。資料3を開けていただきますと審議状況が1枚ございまして、その後別添1、別添2と具体の結果概要がございます。審議状況について御説明し

たいと思います。

まず、部会の開催状況ですが、6月8日の統計委員会における諮問以降、部会を2回開催しております。第1回は6月10日でございますが、平成22年国勢調査の計画の内容についての説明を調査実施者である統計局から行っていただいた後、調査計画全体についての意見交換・質疑応答を実施いたしました。

それから、第2回は6月30日でございますが、諮問に対応する形での調査計画の詳細について、まずは調査事項から審議を開始いたしました。今後は7月21日と8月21日に2回部会の開催を予定しております。7月21日の部会では、調査方法及び集計事項を審議して、8月21日の部会において答申を取りまとめる予定ということでございます。

部会における主な議論等でございますが、1回目と2回目の審議の結果をまとめて御紹介いたします。主として調査事項でございますが、1つは、従業上の地位と言われる中で、「雇われている人」の区分を、「常雇」及び「臨時雇」から、「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「その他」に変更することについて、詳しくは資料3の6ページ辺りに説明がございますけれども、幾つか確認の意味合いで質問が出されましたが、変更については雇用形態を一層的に把握するものであり、特に異論はないという結論になりました。

2番目に、「5年前の住居の所在地」につきましては、調査実施者側では、行政利用を考慮して、調査時点での市町村の名称を記入してもらうことにしているという説明がございました。市町村合併が行われていれば、合併後の新しい市町村の名称を記入ということでございます。これにつきましても、資料の6ページの下から7ページ辺りでございますが、人口移動の研究には詳細な人口移動を把握できるように、5年前当時の市町村の名称を記入してもらう方がよいのではないかと指摘などがございました。このため、調査時点または5～6年前当時のいずれで把握することが適切かについて、もう一度、調査実施者において整理を行っていただいた上で再度審議を行うことになりました。

それから3点目でございますが、「5歳未満の子供の出生地」を新たに把握することについては、地域別の将来人口のより正確な推計が可能になると見込まれることから、把握することについては特に異論はなしということでございます。ただし、これも資料7ページの下から8ページの上でございますように、子供の出生地を把握する上で、その母親がふだん住んでいた場所を把握する方が適切ではないかという意見がございました。あくまでも子供自身に着目したものでございますから、子供が出生当時に普段住んでいた場所を把握することが設問の意図であることを踏まえて、その趣旨が容易に理解できるように、これは「調査票の記入のしかた」において説明を工夫することが必要だという結論になりました。

それから、もう一点、「就業時間」を削除するという提案になっておりますが、これは資料2ページの下のとおり国民経済計算への影響があるのかなのか、それを確認する必要があるという質問がございました。調査実施者からは、利用状況の確認をしたとの回答で、全国ベースであれば、特にこれを削除しても問題はないということで判断をしたという回答をもらいました。これも踏まえて審議を行った結果、資料8ページの真ん中辺りにございますが、就業時間の把握の

重要性及びニーズの高さが認められるものの、就業時間については、むしろ、その年々の変動を把握することが重要であることを考慮すると、そういった変動を把握することができる労働力調査等の代替情報が既に確保されていることから、削除することをやむを得ないという結論でございます。

それから、資料 8 ページの上の方に、「家計の収入の種類」に関する調査事項の削除、それから、8 ページの下から 9 ページの上に、「住宅の床面積の回答方法」を実数記入方式から選択肢方式に変更するということが提案されてございますが、これについては特に異論はないということでございます。

それから、(2)で「調査方法、集計事項等について」は、議論が始まったばかりでございますが、資料 3 ページ下から 4 ページ上のとおり、調査の漏れや重複が生じる可能性がある外国人、学生、それから、高齢者福祉施設等における高齢者及びネットカフェ等で寝泊まりする者に対する調査方法についての質問、それから、正確な統計をする上で、これらの方に対する調査について注意を求める意見等々がございました。調査実施者からは、調査漏れや重複が生じないように対応したいという回答がございました。

それから、資料 4 ページでございますが、外国人に関する集計を充実させるために、国籍と教育、学歴が問われておりますので、国籍と教育の関係を把握する集計事項を追加すべきとの意見が出され、これについては、調査実施者において検討を行うことにされております。

最初に申し上げたように、調査方法集計事項等については、次回の 7 月 21 日の部会において詳細に審議を行う予定でございます。

以上でございます。

竹内委員長 何か御質問はございますか。

今まで、統計局で試験調査を 2 回ぐらいやられているわけですかね。その結果については、何か御報告をいただいて、検討をされたのですか。

阿藤委員 予備調査については特に議論はしておりませんが、第 3 次の試験調査が今行われたところですが、それについて、部会に間に合えば資料を出してもらおうことになっております。

竹内委員長 つまり、封入方式などによることによって、結果の内容にどの程度影響があるかということは。

阿藤委員 それは次の回で検討する予定です。

竹内委員長 次の回の検討を受けて出てくるのですね。わかりました。

何か御質問はございますか。

御質問、御議論がなければ、引き続き、阿藤部会長始め人口・社会統計部会の皆さんに、国勢調査について御審議をいただきたいと思っております。

それでは次に、サービス統計・企業統計部会の審議状況について、美添部会長から願います。

美添委員 お手元の資料 4 をごらんください。

資料4の1ページ目に、港湾調査についての審議状況がまとめてあり、2ページ目と3ページ目は、前回6月26日の結果概要が載っています。1ページの審議状況について説明いたします。

6月8日の第23回統計委員会で、この調査が諮問されましたが、それを受けて、6月26日（金）に、この件に関する第1回目の部会を開催しました。

今後、7月21日に第2回目の部会を開催して、港湾調査の変更に係る残りの論点と答申骨子（案）の審議を行う予定です。8月7日に答申案を取りまとめて、8月中の統計委員会に答申を提示できると予想しております。

それでは、6月の部会において行われた議論のうち、以下に記載されているものに沿って、主な内容を紹介させていただきます。

まず、「港湾調査」の指定を「港湾統計」という名称に変更するという点ですが、これは新しい統計法の考え方に沿ったものであり、この点には問題がないとされましたが、実際上も、既に「港湾統計」として公表されているものですので、利用上混乱が起きることはないことを確認しました。

次に、「港湾調査」の変更について、幾つか審議をいたしました。まず、調査対象港湾の見直しですが、重要な港湾として、甲種港湾が現状の172港から160に減ります。さらに、それに次いで重要な乙種港湾、現状は642港あるわけですが、これも557港に減るという見直しを提案しています。この点につきましては、実態に即した見直しであることから、適当という判断をいたしました。

このような見直しは、しばらく前までは行政資料があり、毎年実施していたということですが、今後は、ほぼ安定していることもあり、調査対象港湾の見直しは、約5年を周期に定期的に行う見込が紹介され、部会として定期的に行うことが必要と判断しております。従来は必要が生じた都度、見直しを実施していたわけですが、直近では、今回の見直し以前は平成11年に全国的な見直しを実施したまま、それが今回まで引き続いて調査されています。

その下のイですが、「報告を求める事項の削除等」につきましては、最近の物流実態の変化と調査の費用対便益等の観点を踏まえて検討したところ、必要性が乏しくなっている事項を幾つか削除したいという提案がなされました。その中では、陸上出入貨物調査、上屋・倉庫・貯留調査等が具体的に書いてありますが、これらはいずれも類似の情報が入手可能であったり、実態として上屋の貯留場等の利用が少なくなっていることから、調査の必要性が乏しくなっているということでした。したがって、関係者の意見も聴取した上で、削除が適当であると判断しております。

最後の項目ですが、近年、港湾の質的な整備として、高規格化が求められています。具体的には船舶の大型化への対応が必要であり、さらに時間短縮等の効率化が求められていることから、それらの要請に資するためのデータを引き続き把握することが必要であるとされました。典型的な例では、甲種港湾調査票で「入出港時間等」を把握していますが、この項目は従来からよく使われていることが確認されています。

若干の補足ですが、港湾を取り巻く情勢の変化として、国際競争力の確保という点が挙げられています。スーパー中核港湾を中心とした質的な整備が必要だと認識しております。もう一点

は、物流の効率化・多様化ということですが、これは貨物のコンテナ化が進んでいること、その反面、先ほど出てきた上屋・倉庫等の重要性が低下していることが現状として認識されています。

もう一つは、削除される調査項目に対する代替的な情報についてですが、まず、一般統計調査として実施されているものが幾つかありまして、1つは「全国輸出入コンテナ貨物流動調査」があります。もう一つは「内貿ユニットロード貨物流動調査」、さらに「バルク貨物流動調査」があり、これらの情報を組み合わせることによって、今回の基幹統計から幾つかの事項を削除しても、必要な情報は提供を続けることができます。そのほかに、行政記録情報として、「倉庫統計季報」も公開されていることから、項目の削除について特段の支障は生じないことを確認しました。

報告は以上です。

竹内委員長 何か御質問はございますか。

名前を「港湾統計調査」から「港湾統計」にするのは、いろいろな意味で結構だと思います。その方がいいと思いますが、そもそも港湾調査といっていますが、これは統計調査なのですかね。

美添委員 調査の申告義務者は船主ではなくて、港湾管理者が主なのです。ですから、管理者が集めているいろいろな情報を国交省に提供するという仕組みになっていて、普通の企業を対象にした統計調査とは全く違うものと認識すべきだと思いますが、統計調査であることは間違いありません。ただ、申告義務者が普通の個人や船主ではなくて、港湾管理者、市町村や都道府県が甲種港湾の調査の主要な申告義務者となっている調査です。

竹内委員長 そう言ったのは、元の情報はほとんど行政記録情報ではないかという気がするからなのですが。

美添委員 詳しくは調査実施者に照会していただかないと不正確になるかもしれませんが、調査票があるという意味では、船主にとっては統計調査という認識かもしれませんが、もっとも、情報を提供する側から見れば、行政報告も統計調査も同じような負担ということになります。

もう一つ、詳細な通関データはいずれにしても船主は出すわけです。シーナックス (Sea - N A C C S) というシステムがありまして、申告件数のうちの 95% は既に電子情報化されている。船主の了解を得るという手続はありますが、了解さえ得られれば、この統計を作成するための情報として通関データを提供する取り決めがなされているわけで、そういう意味では非常に合理的な行政資料の活用ができます。

竹内委員長 つまり、どこの港湾を通ったかということはわかることですか。

美添委員 輸入、輸出の情報ですね。通関に係る貨物の情報は 95% までは行政資料として入手が可能であり、船主がこの統計調査のために改めて報告の負担を負うことはありません。

竹内委員長 それはもう使われているわけですか。

美添委員 はい。平成 11 年から使われて、また、今度新しいシステムの構築が行われていると伺っています。この点に関しては、非常に効率的に調査が行われていると思われま

竹内委員長 つまり、そういう意味ではいろいろな行政情報になっている部分がかかなり多いと思ったので、そういうものをもとにして港湾統計をつくるということではよろしいのでしょうか。

美添委員 どこまでが行政情報かは、正確に確認できているわけではないので実施者から補足していただきます。シーナックスは完全に行政情報だと思いますが、ほかの情報で、大量の記入があるわけですが、それを港湾管理者は行政情報として集めているのか、統計調査として集めているのか、必ずしも明確ではなかったもので、その点を補足していただけますか。

総務省犬伏統計審査官 次回の部会で細かく説明することになっていますが、港湾統計における行政記録情報の活用については、船が入港しますと入出港届が船舶運航事業者から港湾管理者に報告されます。それから、海上保安庁には入港届みたいなものを出すと、そういうデータをシングルウィンドウということで、税関にも港湾管理者にも、海上保安庁の管区、港湾保安本部長にもデータとして行くようなシステムを組んでいる。

従来、港湾統計は、入出港届が入ったので届けられた船舶について、港湾管理者にはどの船が入ってくる、あるいはどの船がどこに泊まるのという情報が得られるので、その船舶について、積んできた人とか物とかを必要な範囲で港湾運送事業者が確認し、内容が適正であれば、この船舶については、港湾運送事業者に申告義務者をお願いして、この船についての積み込む貨物、あるいは下ろす貨物については、港湾運送事業者を申告義務者にして書いてもらう。それから、船舶運航業者の方がわかるというような品物であれば、船舶運航事業者を申告義務者に指定するという形で、港湾管理者が入出港届をもとに申告義務者を定めて、調査票を完成させるというやり方なので、ちょっとほかの統計とは違うという感じです。

それと、もう一つ、平成 11 年から利用ということでありましたけれども、シーナックスの利用は、申告義務者から港湾管理者にも貨物のデータも出すし、税関にもデータを出すということで、非常に負担が大きい。どうせ国へ出すのだから、一括してそれを利用してもらえないかというようなことがありまして、入管だけでなく、法務省との関係もありますので、そういった関係省庁といろいろ協議しました。ただ、関税法の関係ですと税金を取るためだけにこのデータももらっており、ほかには使ってはいけないことになっているので、そこは協議して、さっき船舶運航事業者の同意が求められればということで、その船舶事業者が税関のデータを必要な部分だけ使って良いという同意書を船舶運航会社からもらって、それを税関に持っていくと、その会社が出した税関については、必要な部分だけを国交省や港湾管理者がもらえる。それを各港湾管理者に切り分けて、港湾管理者はその部分について申告義務を課さないで、税関のデータを使うというような仕組みを今構築したということです。

竹内委員長 それに同意しなかった業者に対しては、この統計をつくるために港湾管理義務者の方から調査票を提出してもらうということですね。

総務省犬伏統計審査官 はい、そうです。

吉川委員長代理 先ほど美添部会長からも、スーパー中枢港湾の話が出たと思いますけれども、政府の経済成長戦略というものは、これは特記して重要な課題だと言っているわけですね。質問といたしますか意見は、中枢的なスーパー港湾にかかわる部分ですが、世界のほかの中核的な港湾

と比較できるということが重要だと思うのですが、港湾の利便性その他ですね。それが最大のポイントだと思うので、世界のそうした中核的な港湾の利便性、あるいは、そうした中核的な港湾としての状況を描くような様々な統計をざっと一覧されて、そして、それと比較できる形で日本の統計を揃えるのが、スーパー港湾の場合には必要なのではないかと思います。

美添委員 国際比較という視点は、今回の審議で特に重視しませんでしたので、次回確認してみます。前回の議論でも、韓国釜山港と日本海側の港湾の比較という議論はありましたが、具体的な集計項目として何があるかは確認していませんので、資料があるようでしたら、実施者から提供していただきます。

竹内委員長 何かほかに御意見はございますか。

それでは、引き続き御審議をお願いしたいと思います。

それでは次に、統計基準部会の審議状況につきまして、大守部会長からお願いします。

大守委員 資料5について御説明いたします。

6月8日に中間的な報告をして以降、部会を3回開催しております。資料5の後ろの方に3回分の議事概要を付けてございますが、遅れの関係で1回分ずれております。先週の金曜日に第7回を行いました。私、今から御説明します資料5の最初の2枚については、7月10日の分も反映させておりますので、それも含めて御説明をさせていただきます。今後は、8月6日に最後の部会を開催して、答申案を取りまとめるということを考えておりまして、大詰めの作業をしているところでございます。主な議論のところに移らせていただきます。

一般原則という資料がございまして、これはどのような考えで分類をつくったかという説明と、どのように適用することを想定しているかということを書いた重要な文書だと思っております。これについても並行して議論してきております。

1つ目の「・」ですが、職業とは「個人が行う仕事で報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの」と定義してはどうかということです。「報酬を伴う」というのは、「報酬を目的とする」とすると、お金のためにやっているのではないというような反論が出る可能性がある。逆に、「報酬を伴う」だけだと、例えば対象期間に報酬を受けていない場合に除外されてしまうということで両方を書いてあるわけです。それから、仕事は「ひとまとまりの任務や作業」と位置づけて、そして、報酬は「労働への対価」とであると。したがって、資産性の所得はここで言う報酬とは考えないという整理をしております。

それから、名前の付け方ですけれども、職業分類自体は、典型的な仕事のリストという性格を持っていると思いますが、人に対してその仕事を通じて適用して、人を分類するために使われることが多いということですので、大分類は「従事者」という名前で統一してはどうかと考えております。一般的には、人を表す名詞を使ってはどうかと考えております。

それから、分類の基準ですが、これは仕事の内容に即して分類をしようとしております。したがって、事業所の産業分類とはできるだけ独立で考えてみようという発想でございます。では、どういうところからその内容をとらえるかということで、今6つぐらいの具体的な観点を議論しているところでございます。

それから、統計調査ごとに仕事の対象期間や継続性を指定することを想定しています。これは、どのくらい継続的にやっているものを仕事とするかということは、この分類では決めない。統計調査ごとに特定時点に何をやっているかを調べるものはあるでしょうし、過去1年何をやってきたか、あるいは、極端な場合は、失業者に対してどういう仕事をしたいかという統計をつくることもあり得るかと思いますが、そういうときにも使えるようにしたい。したがって、ここには書いてございませんが、例えば非正規・正規といった雇用形態も問わずに、仕事自身を分類することにしております。

次の「・」に行きます。職業の決定方法です。2つ以上の勤務先で異なる複数の仕事をしている場合には、報酬をまず第1の基準として分類をして、それにより難しい場合は就業時間というような基準で考えてはどうか。1つの勤務先の場合には、これは就業時間に基づいて決めるということですが、決める際には、まず大分類の中でどちらが多いかということを決めるような形でやってみてはどうかということです。

次の「・」ですが、資格の扱いについても議論をいたしました。その資格がなければ名乗れないような仕事については、これは有資格者だけを対象とした分類を設定する。無資格の見習いや助手や補助は当然そこには入れないということであります。しかし、資格が存在しても、資格を必要としないでも仕事ができるような場合には、仕事の内容に応じて、資格を持っていない人でも同じような仕事をしていれば、同じ分類に位置づけるということを考えております。

こうした一般原則をまとめた資料も、この統計基準に含めてはどうかということを考えております。

さて、分類の方に移らせていただきます。これは大体議論をひとわりしまして、今、詰めの議論をしているところでございます。

大分類Aの管理職ですが、これは従来、現行分類もそうですけれども、「専ら」ということが入っておりまして、「専ら経営管理に携わる人」という定義があったのですが、日本の管理職の多くはプレーイングマネージャといいますが、必要に応じて部下の仕事もやっているということで、この「専ら」は余り現実的ではないのではないかということで取る方向で議論をしております。それから、店長など個人事業主をどう考えるか。これも悩ましい問題ですが、これは就業時間に応じて、先ほどの原則に即して管理的職業従事者とするかどうかを決定してはどうかと考えております。すなわち、実際に現場の方の仕事を多くやっている人は現業とするということです。

大分類Bの専門的・技術的職業従事者ですが、諮問案にありました研究者の内訳をなくすことではなくて、内訳を一応残してはどうかと考えております。それから、研究者と教員の区分について、ここも悩ましいところですが、これは幾つか考え方があり議論しましたが、結論的には、大学等で教育活動を行う者は研究活動が多くても教員とするという整理にしたいと思っております。所属で分けるという考え方もありますが、研究所でも教育にかなり重点を置いている方もいらっしゃる。それから、時間で分けるという考え方も検討したのですが、時間で分けますと何時間講義しているかというような概念を入れることになりませんが、講義には準備も必要であって、その準備には研究活動も含まれるということを考えますと、従来からのやり方である一番

下の行に書いてある整理が一番妥当だと思っております。

次のページに移らせていただきます。関係府省からの要望・指摘を踏まえて、「情報処理・通信技術者」に分野において小項目の追加及び名称変更などを行っております。「プロジェクトマネージャー」が人数的にも増えて、確立された仕事になってきたということの指摘を受けまして、そういうものも入れております。

大分類C - 事務ですが、ここで問題になりましたのは、小さな事業所で事務全般をやっているというような方が多いということに鑑みて、いろいろやっている人ということで総合事務員という小分類を設けました。その関係で中分類の名前も修正をしております。

大分類D - 販売ですが、1つ悩ましかったのは飲食と販売、特にファーストフードなどで、飲食と販売の境界をどう考えるかということですが、これは大分類をまたぐ区分になります。給仕などサービスを伴うものについては飲食という整理にしております。それから、飲食店主が従来なぜか販売に残っていたのですが、これをサービス職業の方に移すようにしました。

大分類F - 保安職業従事者ですが、ここで悩みましたのは、警察官、海上保安官、消防員です。自衛隊は軍隊的な性格を持っておりますけれども、それに準ずるこうした仕事です。これは各国の職業分類や国際基準を見ましてもまちまちですけれども、管理職と保安職業従事者、それから、専門的な人というように分けている例が多く、これができないかということを検討しました。結論としては各国でも切り分けが異なっていて検討に時間を要すること。それから、これを切り分けますと、それぞれの分野で具体的な職位について、かなり詳しく聞かなければわからないということになりますので、報告者負担が増すということで、ここは今回積み残して次回までの検討課題としたいと思っております。

大分類I - 輸送・定置・建設機械運転従事者です。輸送についてはおわかりいただけると思います。定置はボイラーのようなものです。それから、建設機械。ちょっと全体の名前が長いということで、工場の機械は含まないのですけれども、それはできるだけ丁寧に解説していくということで、輸送・機械運転従事者といったような名前にしてはどうかと考えています。

大分類K - 労務作業者ということで、定義としては主に身体を使って行う作業という整理をしてはどうかと思っております。

その他に移りますが、適用範囲については、日本標準産業分類と同様の対応をしてはどうか。簡単に言いますと、大分類をまたぐような再編成は認めないということです。勿論、それが必要な場合には、それなりの手続を踏んでくださいという趣旨であります。それから、できるだけわかりやすい表現でそうした内容を盛り込んではどうか。それから、分類表の適用に関する「一般原則」の部分も従ってもらいたいことを適用範囲に含めたいと思っております。

なお、既に申し上げましたように、産業分類などからの独立を目指しましたけれども、日本では個人の仕事の定義が欧米ほど明確化されてないといったこともあって、この考え方を新しい職業分類に徹底させることが必ずしも現実的でないと判断した部分も一部残っております。こうしたことも含めて、今後の実際における状況を見ながら、さらに検討をしていく必要があることも検討課題として書き込んではどうかと思っております。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

何か御意見、御質問はございますか。

出口委員 一応確認ですけど、この研究者の分類だと大学で教育活動を行う者は全員「教員」という分類なので、これは今そういう分類になっているかどうか私、存じないのですけれども、例えば私のいる東工大で言うと、研究所も含めて皆教育に従事しているので、研究者は事実上ゼロというカウントになります。研究者にカウントされるのは恐らくシンクタンク的な職員だけになると思いますけれども、それで国際比較等は大丈夫でしょうか。

大守委員 教育に従事している人は教員とするということで、国際的にもそれが基本だということ。それから、ちなみに、科学技術研究調査の方は、これは前回の統計委員会でも御指摘をいただきましたけれども、これはむしろ逆でして、すべて研究者としているということです。

出口委員 要するに、あちらと分類が違うということですね。

大守委員 はい、そうです。

佐々木委員 1 ページ目の 2 番目の一般原則のところの 3 「・」のところですけども、職業の決定方法については、1 人が 2 つ以上の勤務先で異なる仕事をしている場合の仕事の決定は、報酬の高い仕事というのは、この間のこの委員会でもこのような議論をしていましたけれども、これは常識的だろうとは思いますが、1 ヶ月ほど前に週刊誌を読んでいましたら、小椋桂さんが出てましてね。彼は銀行をやりながらシンガーソングライターだったですね。インタビューに答えて、シンガーソングライターの仕事は 1 日 2 時間、銀行の仕事は 1 日 12 時間、私は誇り高い銀行マンであって、私の職業は銀行マンでありますと言っていたのですよね。世間的には、あの人は銀行マンではないというか、そっちよりもシンガーソングライターだと思うのですけれども、本人はそういうようなことを言っていて、仕事をしている本人にとって、収入が高いかどうかという問題は、意識という意味では違うのではないかなという感じがしました。そういう感想です。

竹内委員長 多分、外から見てその人がどう規定されるかという方が主ではないかと思うのですが、佐々木さんが今おっしゃったのと全く逆の場合もあると思うのです。教師をして、夜は売れない小説を書いている。小説の収入はゼロだけれども、本当は小説家だと思っているのだというような人もいると思うのです。ですから、そういうときはどうするかというと、外から見て、御自分はそのつもりであっても、客観的にはあなたは教師ですよという方がいいのではないかと思います。ですから、小椋さんはそのように思われるかもしれないけれども、やっぱりそれは小椋さんのことはシンガーソングライターだとみんなそう思っているし、それで社会的に規定しておけば、御本人は「職業分類が間違っているんだ」と、こう言ってくださればそれで済むことではないかと私は思います。

大守委員 その点についても議論をしました。アメリカで一時、2 つ以上の仕事をしている人は報酬とかそういうことではなくて最も専門性が高いものへ格づけるのだと、そういう考え方もありました。報酬が専門性の高さに対応しているだろうと考えられることが 1 つ。それから、ポ

ランティアのようなものは仕事とは考えないと仕切っていることとの整合性から考えても、報酬を一つの基準として考えるべきではないかと思えます。それから、時間の基準と報酬の基準と、どちらを先に持ってくるかということを議論したのですが、当然ながら問題になるのは時間と報酬で、逆の結果になる場合です。そういうときは、割りの悪い仕事を長時間やっていて、割りのいい仕事を短時間やっています。そうすると、常識的に考えれば、何らかの制約がなければ、割りのいい方の仕事をもっと長時間やることになるであろうから、それをその人の仕事と考えるべきではないか。そういうことから考えますと、報酬を一番最初の基準にするのが妥当ではないかと考えています。

竹内委員長 何かほかに御議論はありませんか。

美添委員 小さなことですが、部会でどういう議論だったのか教えてもらえますか。2ページ目の大分類Ⅰですね。名称が長いことから短くするという方向で、そこはそれでいいと思えますが、元の中黒(・)の読みは「輸送機械・定置機械兼設置機械」と読むのではないかと思ったのですが、そうすると、今度の中黒(・)があると「輸送運転と機械運転」というようになりかねないので、日本語がどうなっているのか私はよくわかりませんが、整合性は確認をしていただきたいと思えます。

大守委員 これにはそれなりの理由がありまして、特に輸送では、車掌さんのような運転に直接携わらない人が入っていることもあって、「輸送に従事する人」ということで中黒(・)が残っているということです。

竹内委員長 何かほかに御質問はございますか。御議論はございますか。

一般原則の職業等の定義は、私はこれで賛成なのですが、職業は人間の分類なのか、職種分類と同じなのかという問題があると思えますが、基本的に私は人間の分類だと思うのですが、逆に人間の分類だということにしてしまうと、またこれもそれとして人間は職業を変われないのかということになるし難しいと思えます。ですから、仕事だけれども、仕事というのは人間を単位としてひとまとめとして考える仕事というものだというように定義されているのは、これはそれでなかなかうまく定義されているのかなと思えます。大体、外国の定義はどうなっていますか。外国の職業分類は余りまともなことを書いてないのが多いかもしれませんが、外国でこういうものに当たるものはどう書いてあることが多いのですか。

大守委員 こういうものに近いような形で整理されている国もありますが、余りそういう定義をやってないところもあり、様々ということでございます。

竹内委員長 何か御議論ございますか。

それでは、まだもう少し問題が残っているようなので、問題が残っているものは議論していただき、まとめていただくことになっているようでありますので、引き続き御審議をお願いしたいと思います。

それでは、きょうの議題はこれで終わりですので、次回の日程について事務局から御連絡ください。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては、8月24日(月)の午後3時

から、この建物の 12 階において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたします。よろしく願いいたします。

竹内委員長 次回の 8 月は第 4 月曜日になりますので、いわば夏休みが前倒しになったと御了解ください。8 月には夏休みということもありますので、うっかり第 2 月曜日にここへいらっしやらないよう御注意ください。

出口委員 実は前回の委員会が終わった後、ちょっと先生に伺った件ですけれども、昨年来、話題に上がっていた統計の情報利用の中でのスキャナーデータ、あるいは電子データの利用に関する話があったと思いますが、あれは特にどこの部会の審議事項でもないし、特段緊急なものではないのですが、私、昨年来の課題であると認識しているので、個人の委員としての形でもよろしいのですが、秋前ぐらいまでにレポートを出したいと思っておりますが、それはよろしいのでしょうか。

竹内委員長 レポートというのは、誰に対してですか。

出口委員 この委員会の資料としての何らかの形です。そういうことはまずいのでしょうか。

竹内委員長 それで、何かいろいろ委員会で議論をしていただくという形を提案なさっているのでしょうか。

出口委員 可能であれば、話題を提供したいということです。

竹内委員長 話題として、こういうことがあるということですか。

出口委員 はい、そうですね。スキャナーデータの現状と、それから、今後の利活用に関することについて。

竹内委員長 そういう情報をいただくことは大変結構だと思いますが、それはどういう形で扱ったらいいですか。

その他の議題にするか、あるいは、もしそこで少し御議論いただく必要があるのであれば懇談会という形で、正規の議題の外として任意参加で御議論いただくことも可能だと思いますけれども。

出口委員 はい、わかりました。

竹内委員長 それはもう少し内容を具体的にいただければと思います。

出口委員 はい、よろしくお願いいたします。

竹内委員長 それでは、何か皆さん特になければ、これできょうは散会させていただきます。どうもありがとうございました。